資料4

OTO（市場開放問題苦情処理）について

平成１９年3月２６日
内閣府規制改革推進室

1. OTOの概要

【OTOとは】

“Office of Trade and Investment Ombudsman”の略で、日本語では「市場開放問題苦情処理体制」の通称。

【任　務】

輸入手続等を含む市場開放問題及び輸入の円滑化に関する具体的苦情の受付･処理を通じて、我が国の市場開放･市場アクセス改善を図ることを目的とする。

【苦情の受付･処理】

苦情はOTO事務局（内閣府規制改革推進室）、関係省庁、大使館、領事館、JETRO事務所等に設置されたOTO（市場開放問題）受付窓口で随時受付。

事務局が受け付けた苦情は、事務局から関係省庁に連絡。これを受けた関係省庁は、以降、このネットワークを通じて現行制度の説明、改善措置の提案等の回答を苦情申立者に連絡。一方、苦情申立者は、関係省庁からの回答に対する意見などをこのネットワーク経由で連絡。

1．OTOの概要

【経　緯】

(1) OTO発足

　１９８２年（昭和５７年）の経済対策閣僚会議の決定「当面の対外経済対策の推進について」に基づき創設。

　１９９４年（平成６年）の閣議決定「市場開放問題苦情処理体制の整備について」により一層の体制整備が行われ、内閣総理大臣を本部長とし、関係省庁の大臣等からなる「市場開放問題苦情処理対策本部」及び「市場開放問題苦情処理推進会議（有識者会議）を中心とする体制となった。

(2) 規制改革体制との統合

　その後、OTOの苦情件数が減少、苦情の内容が制度改革を求めるものに変化してきたこと等、ＯＴＯを取り巻く環境の変化に鑑み、

　平成１９年１月２６日、規制改革の推進体制と統合。OTO本部及びOTO推進会議はそれぞれ「規制改革推進本部」及び「規制改革会議」に統合され、OTOの苦情処理機能は同体制に受け継がれた。

2．OTOの苦情受付･処理状況

昭和５７年の発足以来、現在までに１，０７１件の苦情を受付処理（個別苦情案件：６７７件、問題提起案件：３９４件）。

	個別苦情	問題提起	計
昭和 56年度	24	-	24
57年度	82	-	82
58年度	37	-	37
59年度	51	-	51
60年度	41	-	41
61年度	31	-	31
62年度	91	-	91
63年度	13	-	13
平成 元年度	33	-	33
2年度	42	-	42
3年度	26	-	26
4年度	20	31 (26)	51
5年度	23	50 (21)	73
6年度	18	48 (19)	66
7年度	13	52 (19)	65
8年度	10	59 (19)	69
9年度	15	53 (8)	68
10年度	22		22
11年度	13	53 (12)	66
12年度	33		33
13年度	8	37 (6)	45
14年度	14		14
15年度	8		8
16年度	6	7 (4)	13
17年度	2	4 (1)	6
18年度	1	0	1
19年度			0
計	677	394 (135)	1,071

処理分類	件数
「A」：改善措置を講ずるもの。	231
「C」：事実関係等についての誤解を解いたもの等。	250
（「Ca」：これにより輸入促進的な効果を生じたもの。）	(135)
（「Cc」：Ca以外のもの。処理中断を含む。）	(115)
「D」：現行通りとするもの。	195
処理済　計	676
処理中　計	1
個別苦情　計	677

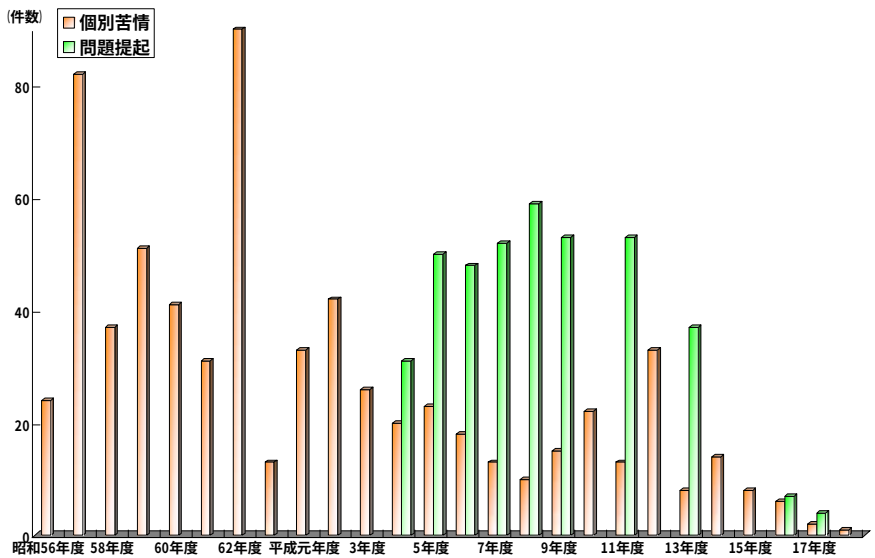

※1：昭和57年1月30日、OTO発足。
※2：OTO推進会議及びその前身のOTO諮問会議においては、年に1回程度を目途に、外国人事業者等からの問題提起に基づき、問題の所在を明確化し、必要な対応を意見として取りまとめることとしていた（問題提起プロセス）。
※3：（ ）の数値は問題提起案件のうち、具体的検討結果として取りまとめたもの。

３．ＯＴＯ個別苦情の概要（処理中案件）

【薬事法上の承認を取得した体温計等の計量法規制対象からの除外】
（ＯＴＯ番号６４９号）

（1）苦情の概要

計量法の対象となっている医療用具のうち、薬事法における薬事承認又は医療用具ＧＭＰⅠ（医療用具の輸入販売管理及び品質管理の方法に対する要件）が必要となる体温計及び血圧検査器具を計量法の規制対象から除外して欲しいというもの。

（2）処理状況

計量法を中心とする我が国の計量行政の在り方について平成１７年7月から計量行政審議会にて審議を開始、現在も引き続き同審議会にて審議がなされている。

その中で、特定計量器（１８機種より構成され、体温計及び血圧計もこの中に含まれる）の在り方についても引き続き審議がなされているところ。

３．ＯＴＯ個別苦情の概要（処理中案件）

【木材保存剤の認定方法の適正化】（ＯＴＯ番号６７５号）

（１）苦情の概要

（社）日本木材保存協会はJISK1571-2004附属書（規定）に基づいて申請された木材保存剤のＪＩＳ認定にあたり、当該附属書の趣旨を歪曲している。所管省である農林水産省及び経済産業省は、同協会に対して、その認定方法を当該附属書の文面に従ったものとするよう指導するべき。

（２）処理状況

平成１７年６月、農林水産省及び経済産業省よりそれぞれ同協会に対し「当該保存剤の認定に当たっては対外的に明確に説明できるよう運用することが適切である」、「JIS K1571-2004附属書（規定）に準拠することが適切である」旨指導を行ったところ。

これを受け、同協会は「附属書(規定)の試験方法による認定にあたっての適用は、附属書(規定)の文面をもって適用する」方針を決定した。